

# 財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団という。

(事務所)

第2条 本財団は、事務所を奈良市高畑町102番地（奈良国際研修館内）に置く。

(目的)

第3条 本財団は、なら・シルクロード博の成果を生かし、奈良県の中核的な国際交流組織として、国内外の文化学術等の交流及び国際親善に関する事業等を行い、県民の幅広い参加による国際文化交流及び国際協力活動を促進し、もって国の内外に開かれた「国際文化観光・平和県」の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際文化交流及び国際相互理解に関する事業
- (2) 地域文化の高揚及び地域の国際化に寄与する事業
- (3) 外国人留学生等県内在住外国人に対する支援
- (4) 国際交流団体等への支援及び協力
- (5) 奈良県及び市町村等の国際化及び国際交流事業の受託及び支援
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 本財団の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金及び補助金
- (3) 賛助会費
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第6条 本財団の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 本財団の資産は、会長が管理し、その管理方法は、会長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関への預け入れ、信託会社への信託、国債、地方債等確実な有価証券の購入等安全かつ確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、奈良県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 11 条 本財団の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 13 条 本財団の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、会長が作成し、その年度末の財産目録とともに監事の監査を受け、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経て、その会計年度終了後 2 か月以内に奈良県知事に報告しなければならない。

(長期借入金)

第 14 条 本財団が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、奈良県知事の承認を得なければならない。

### 第 3 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 15 条 本財団に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 人以上 20 人以内

(2) 監事 2 人

2 理事のうち、1 人を会長、1 人を副会長、1 人を常務理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 会長は、奈良県知事の職にある者をもって充てる。

2 会長以外の役員は、理事会において選任する。ただし、補欠の理事を選任する場合において、会長が緊急を要すると認めるときは、持ち回り議決により理事全員の一致をもって選任する。

3 副会長及び常務理事は、理事会の承認を得て、会長が任命する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 17 条 会長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理し、又は代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本財団の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は、第 16 条第 1 項に規定する役員にあっては同項に規定する職にある期間とし、その他の役員にあっては 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意により、これを解任することができる。この場合において、理事会において議決する前に、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第 20 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(名誉会長)

第 21 条 本財団に、名誉会長を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長に対し、本財団の運営について意見を述べることができる。

(顧問)

第 22 条 本財団に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

#### 第 4 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 24 条 理事会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を議決する。

(種類及び開催)

第 25 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。

- 2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の 3 分の 1 以上の者又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第 26 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号に該当する場合は、その日から 1 4 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日前までに文書をもって通知しなければならない。  
ただし、議事が緊急を要する場合は、この限りでない。

(議長)

第 27 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 28 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 29 条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 30 条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 31 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項及び議決事項
  - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名押印しなければならない。

## 第5章 委員等

第32条 本財団に、第4条に定める事業の円滑な促進を図るため、必要に応じ、委員を置き、又は委員会を設置することができる。

2 委員の選任、委員会の設置及び運営並びにその他必要な事項は、理事会の同意を得て、会長が別に定める。

## 第6章 事務局

第33条 本財団の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、必要な職員を置き、会長がこれを任免する。

3 事務局及び職員に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 賛助会員

第34条 本財団の事業を賛助するために会費を納入した者を、賛助会員とすることができる。

2 前項に定めるもののほか、賛助会員及びその会費に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得て、奈良県知事の認可を得なければ、変更することができない。

(解散)

第36条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県知事の許可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会において理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、奈良県知事の許可を受け、本財団と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

## 第9章 雑則

第38条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 附 則

1 この寄附行為は、本財団の設立の許可のあった日から施行する。

2 本財団の設立当初の役員（会長を除く。以下同じ。）、名誉会長及び顧問は、第16条第2項及び第3項、第21条第2項並びに第22条第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、当該役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。

3 本財団の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

4 本財団の設立当初の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。

## 附 則

この寄附行為は、平成2年3月28日から施行する。

この寄附行為は、平成5年6月1日から施行する。ただし、シルクロード学術研究センターにかかる事項については、平成5年7月1日から施行する。

この寄附行為は、平成18年12月12日から施行する。

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。